

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望項目名	JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR北海道、JR四国及びJR貨物が旧国鉄から承継した固定資産 ・特例措置の内容 固定資産税・都市計画税 課税標準3/5 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の3第1項、地方税法施行令附則第11条の3第1項 地方税法施行規則附則第6条の4第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲1,497) [平年度] ー (▲1,497) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国鉄分割民営化当初から厳しい経営状況下に置かれることが見込まれていたJR北海道、JR四国及びJR貨物に対して固定資産税等負担について激変緩和措置を講じることにより、地域住民への鉄道サービスの確保及び全国的物流ネットワークの確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、国鉄改革による経営形態の変更に伴い、JR北海道、JR四国及びJR貨物が固定資産税等の課税対象となることに伴い、国鉄再建監理委員会の意見を踏まえ、負担の急増を緩和するための経過措置として設けられ、JR北海道、JR四国及びJR貨物が民営化後経費削減や業務の効率化による経営合理化を徹底的に進めるのと並行して、これまで地域住民への鉄道サービス及び全国的物流ネットワークの確保に大きな役割を果たしてきた。さらに、平成23年度から鉄道・運輸機構を通じて設備投資等に対する支援を行っているところである。</p> <p>しかしながら、JR北海道及びJR四国は、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴うマイカー・高速バスの利用増などにより輸送需要が減少している中、輸送の安全確保を図るために必要な投資と修繕を実施していることから、経営環境は厳しさを増している。</p> <p>JR貨物についても、この特例措置を活用しつつ経営基盤の強化を行っているが、鉄道による貨物輸送は物流網の輸送手段の一つという構造的な要因から利益が生じ難いことに加え、景気動向に左右されやすい特性を有する等の課題があり、未だ経営自立には至っていないことから、引き続き本特例措置を講じることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法（昭和61年12月4日法律第87号）等に基づき行われた政府全体及び国土交通省の政策体系の中で重要度の高い政策である。</p> <p>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を図る</p>
	政策の達成目標	鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークを確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和4年度分～令和8年度分）
	同上の期間中の達成目標	鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークを確保する。
政策目標の達成状況	<p>J R北海道、J R四国及びJ R貨物については、経費節減や業務の効率化による経営合理化を進めているものの、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴う輸送需要の減少のほか、安全確保に必要な投資の実施等により経営環境は厳しさを増しているため、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。</p> <p>しかしながら、必要な鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークの適切な維持に努めている。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	3鉄道事業者（J R北海道、J R四国及びJ R貨物）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	J R北海道、J R四国及びJ R貨物は経営自立に向けて経費削減や業務の効率化を進めてきているが、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にあることから、本特例措置を引き続き適用し、固定資産税等による負担を軽減することは、その経営の安定化のため大変有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	J R北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>鉄道・運輸機構による経営安定基金の下支え並びに設備投資等への助成金及び出資等</p> <p>J R北海道：約1,302億円（令和3～5年度） J R四国：約1,025億円（令和3～7年度）、 J R貨物：約138億円（令和3～5年度）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国においては、鉄道・運輸機構の支援により、J R北海道、J R四国及びJ R貨物の経営の安定化及び設備投資等への支援を行っているところであり、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にある中、本特例措置と相まって、J R北海道、J R四国及びJ R貨物の鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークの維持を図る。
	要望の措置の妥当性	<p>J R北海道、J R四国及びJ R貨物は経営自立に向けて経費削減や業務の効率化を進めてきているが、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にあることから、本特例措置を引き続き適用し、固定資産税等による負担を軽減することは、その経営の安定化のための手段として相当である。</p> <p>また、本特例措置は国鉄改革に係る措置として講じられており、適用数が想定外に僅少であ</p>

		<p>ったり、特定の者に偏っていない。 ※JR九州については平成28年度に対象外</p>																
税負担軽減措置等の適用実績	<p>平成28年度 1,447百万円 平成29年度 1,439百万円 平成30年度 1,440百万円 令和元年度 1,448百万円 令和2年度 1,501百万円</p>																	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">(単位：千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【固定資産税】 課税標準(固定資産の価格)</td> <td>96,099,873</td> <td>96,866,707</td> <td>96,356,758</td> </tr> <tr> <td>【都市計画税】 課税標準(固定資産の価格)</td> <td>67,475,896</td> <td>67,417,196</td> <td>66,852,447</td> </tr> </tbody> </table>		(単位：千円)				平成29年度	平成30年度	令和元年度	【固定資産税】 課税標準(固定資産の価格)	96,099,873	96,866,707	96,356,758	【都市計画税】 課税標準(固定資産の価格)	67,475,896	67,417,196	66,852,447	
	(単位：千円)																	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度															
【固定資産税】 課税標準(固定資産の価格)	96,099,873	96,866,707	96,356,758															
【都市計画税】 課税標準(固定資産の価格)	67,475,896	67,417,196	66,852,447															
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>厳しい経営状況にあるJR北海道、JR四国及びJR貨物に対して本特例措置を講じることにより、地域住民への鉄道サービスの確保並びに全国的物流ネットワークの維持・整備が図られている。</p>																	
前回要望時の達成目標	<p>JR北海道等及びJR貨物の経営自立の支援を図り、鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークを維持する。</p>																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>JR北海道、JR四国及びJR貨物については、鉄道路線ネットワーク及び全国的物流ネットワークを維持しつつ、経費節減や業務の効率化による経営合理化を進めているものの、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴う輸送需要の減少のほか、安全確保に必要な投資の実施等により経営環境は厳しさを増しているため、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。</p>																	
これまでの要望経緯	<p>昭和61年度税制改正要望提出(創設) 平成9年度税制改正要望提出(対象をJR北海道等及びJR貨物に限定し、対象資産を一部見直し) 平成14年度税制改正要望提出(特例率を1/2から3/5に縮減し、延長) 平成19年度税制改正要望提出(延長) 平成24年度税制改正要望提出(延長) 平成28年度税制改正要望提出(対象からJR九州を除外(平成28年度まで経過措置あり)) 平成29年度税制改正要望提出(延長)</p>																	